

建設工事の入札における工事費内訳書の不備等による入札の無効について

建設工事の入札の際に提出された工事費内訳書について、次の不備等があった場合は、当該入札を無効としますので、ご注意ください。

- 1 工事費内訳書の提出がない場合。ただし、再度の入札にあたっては、工事費内訳書の提出は不要とします。
- 2 記名・押印がない場合
- 3 誤字、脱字等により、当該入札案件の内訳書であると判断できない場合
- 4 積算金額の記入がない項目がある場合
- 5 直接工事費の内訳の範囲について、土木関係工事では「工種」程度、建築関係工事では「中項目」程度、その他の工事では「工種」「中項目」に準じた程度まで記入されていない場合。（入札公告等で内訳の範囲を指示した場合は、その範囲まで記入されていないとき。）
- 6 工事費内訳書記載の合計額（工事価格）と入札書記載金額が一致していない場合
- 7 端数処理について、合計金額算出後に値引きして合計額（工事価格）と入札書記載金額を一致させたと認められる場合。ただし、1万円未満の端数処理を行う場合は有効とします。（例示している工事費内訳書の端数処理欄の取扱いも同様とします。）